

第1回 吹田市子供の習い事費用助成事業公募型プロポーザル選定委員会 議事要旨

日時	令和5年9月7日(木) 16:00~17:30
場所	吹田市役所 低層棟2階 児童部会議室
出席者	<p>委員長 児童部子育て政策室長</p> <p>副委員長 児童部子育て給付課長</p> <p>委員 行政経営部情報政策室長</p> <p>委員 福祉部生活福祉室長</p> <p>委員 学校教育部次長(学校教育室長兼務)</p> <p>【事務局】児童部子育て政策室</p>
審議事項	<p>1 吹田市子供の習い事費用助成事業公募型プロポーザル実施要領(案)</p> <p>2 吹田市子供の習い事費用助成事業公募型プロポーザル募集要項(案)</p> <p>3 吹田市子供の習い事費用助成業務に係る業務委託仕様書(案)</p>
議事概要	<p>事務局からの当会についての説明等</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局による会議資料の確認。 事務局による当委員会の趣旨説明 <ul style="list-style-type: none"> 本市が実施する「吹田市子供の習い事費用助成事業」の事務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザル方式に関する手続の公正かつ公平な執行を図るため、参考資料2の「吹田市子供の習い事費用助成事業公募型プロポーザル選定委員会設置要領」に基づき設置するもの 事務局による当会が要領に基づく定足数を満たしている旨の確認 委員長挨拶、各委員紹介 吹田市子供の習い事費用助成事業の概要説明 <p>審議事項1について</p> <p>[事務局からの説明]</p> <p>実施要領(案)等について説明</p> <p>[委員からの意見等]</p> <p>(1) 提案項目配点表のうち価格点の採点基準について</p> <p>各提案者の見積金額に大きな差がない場合、多くの提案者が満点の15点に近い点数をとることになる。価格点の配点比重は他の項目と比較しても大きいので各提案事業者の差に応じた点数付けとなるような採点基準である必要がある。とはいえ、「何円安ければ何点差をつける」ということに明確な基準を見出しにくいという側面もある。現在の採点基準は、本市の過去のプロポーザルにおいても採用されているので、そうした検討を得てのものであり一定の妥当性があるものと考えられる。</p> <p>(2) 質問への回答について</p> <p>事業者からの質問に対する回答日が10月6日「まで」とされていることから、質問回答が「いつ」「何回」行われるのか定かではない。複数回にわたって回答が行われると、一部の回答を見ていないということが起こる可能性が高くなる。質問への回答が速やかに行われるのは望ましいことなので、早めの回答は問題ないと思うが複数回にわたって回答を示すことは避けること。</p> <p>(3) 実施要領案の第8条の事前審査について</p> <p>事前審査を「事務局」が行うとしている箇所は「選定委員会」により行うとするよう修正する方向で精査すること。</p> <p>[事務局の回答]</p> <p>上記意見等に留意するとともに、修正要請のあった(3)については、指摘のとおり修正する。</p>

審議事項2について
<p>[事務局からの説明]</p> <p>募集要項（案）について説明</p> <p>[委員からの意見等]</p> <p>募集要項（案）は、審議事項1の実施要領（案）の内容と概ね類似しているとの事務局からの説明があったので、審議事項1において示された意見等をふまえ必要な対応を行うこと。</p> <p>[事務局の回答]</p> <p>審議事項1の意見等をふまえた修正を行う。</p>
審議事項3について
<p>[事務局からの説明]</p> <p>仕様書（案）について説明</p> <p>[委員からの意見等]</p> <p>事業の対象者が「生活保護世帯」または「児童扶養手当受給世帯」であることから、個人情報の取り扱いには最善の注意を払うことが求められる。適切な情報の取り扱いのため、受給者の情報を一次的に保有する室課の不安・懸念点を必要な範囲で解消するよう必要な庁内調整をお願いしたい。</p> <p>[事務局の回答]</p> <p>上記意見に留意するとともに、必要な精査を行う。</p>
決定事項
<p>委員からの意見に留意し、指摘事項を修正することを条件として、各審議事項の案を承認。</p>
次回のプロポーザル選定委員会
<p>[事務局からの説明]</p> <p>10月30日を予定している。各提案者よりプレゼンテーションを受け、こちらからヒアリング（質問）を行い、その場で採点最優秀提案事業者の選定を行う予定である。</p>